

社会福祉法人 親和会 定款施行細則

第一章 総 則

(趣 旨)

第1条 本細則は、定款第五〇条の規定に基づき、社会福祉法人親和会（以下、「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めるものである。

第二章 評議員

(選 任)

第2条 評議員の選任に関する必要な事項は、評議員選任・解任委員会運営規程で定める。

(中途退任)

第3条 評議員は、やむを得ない事由により、任期の途中において退任しようとするときは、予め、理事長に書面で届けるものとする。

(欠員の補充)

第4条 評議員の欠員補充については、第2条の規定を準用する。

(評議員の名簿)

第5条 理事長は、評議員を選任したときは、速やかに評議員名簿を作成し、保存しておかなければならない。

第三章 評議員会

(役員等の出席)

第6条 理事長は、評議員会に出席するものとし、欠席する場合には代理として理事を出席させるものとする。

2 法人の職員及び業務を委託している弁護士等は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じ、前2項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

(議 長)

第7条 評議員会に議長をおく。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からそのつど互選により選任する。

(理事等の報告・説明)

第8条 議長は、出席している理事又は監事に対して議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、第6条第3項に定める者に説明させることができる。

3 法令に基づき評議員より提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員にその説明を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとする。

4 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令に定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。

5 前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。

(1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合で、以下に該当する場合を除く。

ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合

イ 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより社会福祉法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合。

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。

(4) (1)～(3)に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

(招 集)

第9条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合にあつては、その旨。)

2 次に掲げる場合には、定款第一三条第2項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 定款第一三条第2項の規定による請求の後遅滞なく召集の手続きが行われない場合。

(2) 定款第一三条第2項の規定による請求があつた日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合。

- 3 前項の場合には、評議員会を招集する評議員は、第1項(1)～(3)に掲げる事項を定めなければならない。
- 4 評議員会の招集通知は、評議員会の日の一週間前までに評議員、理事、監事に対して書面で発出する。
- 5 前項にかかわらず、評議員の全員の同意を得て招集の手続きを省略して評議員会を開催することができる。
- 6 評議員会においてその延期または続行について決議があった場合、延期又は続行評議員会には、第1項、第3項及び第4項の規定は、適用しない。

(提案権)

- 第10条 評議員が理事長に対して一定の事項(以下「議題」という。)を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日から4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載して評議員に通知することを請求することができる。
- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である議題につき、その範囲内で議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

(決議)

- 第11条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。
 - 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
 - 4 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 役員の一部免除
 - (4) 法人の解散
 - (5) 法人の合併契約(吸収合併・新設合併)
 - 5 理事、監事又は評議員の社会福祉法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。

(決議事項)

- 第12条 理事長は、社会福祉法及び定款に定める事項について、評議員会の決議を得なければならない。

- (1) 本条第2項の決議後の役員（「役員等」という。以下同じ。）に対する退職慰労金
その他の財産上の利益の供与
 - (2) 定款の定めによる役員等の損害賠償責任の一部免除後の役員等に対する退職慰労金
その他の財産上利益の供与
 - (3) 責任限定契約による役員等の損害賠償責任の一部免除後の役員等に対する退職慰労
金その他の財産上利益の供与
 - (4) 定款第二三条に規定する役員に対する報酬総額の定め
 - (5) 定款第二三条に規定する役員に対する報酬等の支給の基準
- 2 評議員会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関
する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。
- 3 監事は、理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調
査するものとし、この場合において、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事
項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

(議事録)

第13条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記
載して作成する。

(1) 通常の評議員会の事項

① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が
評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評
議員の氏名

④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨
及びその理由を述べたとき

ハ 監事が、理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、
法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員
会に報告したとき

ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称

⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名

⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 評議員会の決議の省略の場合の事項

① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

- ② ①の事項の提案をした者の氏名
 - ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (3) 評議員会への報告の省略の場合の事項
- ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名（記名押印）をしなければならない。
- 4 前項の議事録署名人は、評議員会のつど、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。
- 5 前4項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。
- 6 評議員及び債権者は、この法人の業務時間内は、いつでも、第1項の書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

第四章 役員及び職員

(選任手続)

- 第14条 理事長は、役員任期満了直前の評議員会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。
- 2 理事長は、選考に当たり、次期役員となるべきものが法令等で定める欠格事項に該当していないか等を確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。
- 3 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- 4 理事長は、評議員会において選任された次期役員に委嘱状を交付しなければならない。
- 5 次期役員は、任期開始日前日までに就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

- 第15条 役員は、やむを得ない事由により、任期の中途において退任しようとするときは、予め、理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

- 第16条 役員欠員補充については、第14条の規定を準用する。

(役員名簿)

- 第17条 理事長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し保存しておかなければならない。

(理事長専決事項)

第18条 定款第三二条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、別表1及び次に定めるとおりとする。

- (1) 計算書類及び附属明細書の監事及び会計監査人への提供と特定理事としての監査通知の受領
- (2) 事業報告及び附属明細書の監事への提供と、特定理事としての監査通知の受領
- (3) 財産目録、貸借対照表の監事及び会計監査人への提供と特定理事としての監査通知の受領

2 前項に定める理事長専決事項については、その一部を施設長、園長及び統括会計責任者の専決事項とすることができ、別表1のとおりとする。

(監 事)

第19条 監事は、理事会並びに定時評議員会に出席するものとし、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第五章 理事会

(出席者)

第20条 理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

(議 長)

第21条 理事会の議長は、出席した理事の中からそのつど互選により選任する。

(招 集)

第22条 理事会の招集には、理事会の日の一週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。

(開 催)

第23条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、事業年度ごとに2回開催し、時期及び審議に付すべき事項は次のとおりとする。

(1) 6月理事会

- ア 前年度の事業実績報告及び決算報告
- イ その他第18条、第25条及び第27条に規定する事項

(2) 3月理事会

- ア 当該年度事業計画の変更及び予算の補正
- イ 翌年度の事業計画及び予算
- ウ その他第18条、第25条及び第27条に規定する事項

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の役員から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした役員が招集するとき。

(決 議)

第24条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議ないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとすることができる。

3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。

4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 基本財産の処分
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 公益事業に関する重要な事項
- (5) 保有する株式に係る議決権の行使

5 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

6 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長の報告は省略できない。

(決議事項)

第25条 理事会は、法令及び定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 施設長等の任免及び重要な人事
- (2) 基本財産の処分（取り壊し、売却、交換、貸与等使用権設定及び運用財産等の切り替え）及び担保提供
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 法人の解散及び解散後の財産の帰属者（清算人）の選定
- (7) 合併
- (8) 定款の変更
- (9) その他財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備に限る。）及び公益事業用財産の処分
- (10) 新たな事業の経営または委託
- (11) 社会福祉事業に関する許認可等申請
- (12) 金銭の借入
- (13) 借入金の償還計画の変更
- (14) 法人の運営に関する規則及び規程の制定及び改正
- (15) 施設用財産（土地、建物及び重要な設備）に関する契約その他主要な契約
- (16) 寄附金の募集
- (17) 主たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (18) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制）の整備
- (19) 競業取引の承認
- (20) 自己取引の承認
- (21) 利益相反取引の承認
- (22) 理事会を招集する理事の決定
- (23) 評議員会の招集に関する事項
- (24) 理事長の選定及び解職（法第45条の13第2項第3号）
- (25) 特定監事の決定（規則第2条の28第3項、同第2条の32第5項及び同第2条の37第5項）
- (26) 計算書類の特則承認（法第45条の31）
- (27) 財産目録の承認（規則第2条40第2項）
- (28) その他法人の業務に関する重要事項

(内部管理体制)

第26条 前条（18）に定める内部管理体制は、以下に掲げる事項とする。

- 一、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二、損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 三、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四、職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五、監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 六、前号の職員の理事からの独立性に関する事項
- 七、監事の五の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 八、理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 九、前号の報告をした者が当該報告をしたこと理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 十、監事の職務の施行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 十一、その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(理事会への報告の省略)

第27条 理事長は、理事、監事全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第28条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

(1) 通常 of 理事会の事項

- ① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 理事の請求を受けて招集されたもの
 - イ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ウ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ 監事が招集したもの
- ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は 発言の内容の概要
 - ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ウ 理事会で述べられた監事の意見
- ⑥ 理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名
- ⑦ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

(2) 理事会の決議の省略の場合の事項

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(3) 理事会への報告の省略の場合の事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

- 3 議事録には、理事長及び監事が署名（記名押印）をしなければならない。
- 4 理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に署名（記名押印）する。
- 5 理事会の決議に参加した理事であって、作成された議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 6 理事会の議事録等は、当該理事会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第六章 監事監査

(監査の実施)

- 第29条 監事は、定款第二〇条に規定する監事監査の実施結果に基づき監査報告を作成して、毎年5月末までに特定理事（理事長）に通知するものとする。
- 2 監事は、監査上必要と認めるときは、法人の運営及び実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。
 - 3 監事は、前項の監査を実施するときは、予め、監査項目を定めておくものとする。

(監査報告書)

- 第30条 監事は、前条第1項の通知後監査報告書を作成し、署名捺印のうえ理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長が、定款第四〇条に定める事業報告を6月理事会において承認を得るため及び6月定時評議員会に報告する時には、前項の監事監査報告書を添えなければならない。
 - 3 理事長が、定款第四〇条に定める事業報告以外の決算書類を、6月理事会及び6月定時評議員会において承認を得るために提出する時には、第1項の監事監査報告書を添えなければならない。

第七章 法人事務局

(事務局の構成)

- 第31条 法人に事務局を置き、統括会計責任者、課長及び事務職員を配置する。
- 2 統括会計責任者又は課長は、理事長の命により事務局の分掌事務を掌握し、事務職員は事務を処理する。
 - 3 課長及び事務職員は、職員の内から理事長が任免する。
 - 4 事務局に総務企画課、財政経理課を置く。

(分掌事務)

- 第32条 事務局の分掌事務は次のとおりとする。
- (1) 理事会に関する事
 - (2) 評議員会に関する事
 - (3) 運営協議会に関する事
 - (4) 定款、諸規程、規則等の整備に関する事
 - (5) 財産の取得、管理及び処分に関する事
 - (6) 資金計画、調達及び運用に関する事
 - (7) 登記に関する事
 - (8) 職員の人事に関する事

 - (9) 経営計画の企画、総合調整に関する事
 - (10) 事業計画及び予算に関する事
 - (11) 事業報告及び決算に関する事
 - (12) 拠点区分会計全般に関する事
 - (13) 現況報告に関する事
 - (14) 許認可等各種申請に関する事
 - (15) 目的事業の進行管理に関する事
 - (16) 職員の育成に関する事
 - (17) 監事監査に関する事
 - (18) 行政監査に関する事
 - (19) その他、理事長が指示した事項に関する事

第八章 その他

(秘密の保持)

- 第33条 法人の評議員選任・解任委員、評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

第九章 雑則

(規程等の制定)

第34条 定款並びに定款施行細則のほか、法人が定める規程等は次のとおりとする。

- 1、社会福祉法人 親和会 基本理念 行動規範
- 2、監事監査規程
- 3、評議員選任・解任委員会運営規程
- 4、役員慶弔見舞金規程
- 5、役員・評議員・運営協議会委員等報酬規程
- 6、役員・評議員等旅費規程
- 7、経理規程及び細則
- 8、資金運用規程
- 9、危機管理体制に関する規程
- 10、特定個人情報管理規程
- 11、職員就業規則
- 12、育児・介護休業規則
- 13、人事考課規程

- 14、給与規程及び細則
- 15、職員退職金支給規程
- 16、職員慶弔見舞金規程
- 17、職員旅費規程
- 18、妊娠・出産・育児休暇等に関するハラスメント及びセクシュアルハラスメント防止規程
- 19、宿直に関する規程
- 20、文書取扱規程
- 21、公印等取扱管理規程
- 22、情報公開規程
- 23、施設管理等規程
- 24、自動車管理規程
- 25、苦情解決委員会規程
- 26、虐待防止対応規程
- 27、運営管理規程（施設毎）
- 28、重要事項説明書（施設毎）
- 29、利用契約書
- 30、利用者預り金規程（望みの園 はまなす及び絆の里 希望）
- 31、運営推進会議設置規程（絆の里 やすらぎ及び恵みの里 眺望）

附 則

この細則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 2 年 9 月 29 日から施行する。

この細則は、令和 3 年 5 月 31 日から施行する。

この細則は、令和 6 年 1 月 31 日から施行する。

定款施行細則 別表1

専決事項一覧

		理事長	施設長 園長 統括会計責任者
		専決事項	専決事項
1	法人業務の基礎的事項に関する事	○	
2	理事会・評議員会の招集に関する事（法令及び定款で定める招集者が行う招集を除く）	○	
3	理事会・評議員会の議案に関する事（法令及び定款で定める議案権者が議案を提出する場合を除く）	○	
4	規程、規則等の制定・改廃に関する事（法令及び定款で理事会・評議員会が決議すると定めた場合を除く）	○	
5	予算の編成及び決算調整に関する事	○	
6	予算の流用・予備費の使用	○	
7	寄附の募集事務及び受領に関する事（寄付金の募集は除く。受入は法人に重大な影響のあるものを除く）	3万円以上 ○	合議
8	外部に対する申請、届出、報告書等に関する事	○	
9	債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利又はその他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人に重大な影響のあるものを除く）	1件10万円 以下又は 年計50万円 ○	
10	法人の組織及び権限に関する事（法人に重大な影響のあるものを除く）	○	
11	入所判定基準の策定	○	合議
12	入所利用者の決定	○	合議
13	利用契約締結者	○	
14	苦情解決委員会規程に基づく第三者委員の選任	○	
15	職員の任免に関する事（施設長等重要な役職を除く）	○	
16	職員の配置に関する事	○	合議
17	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事	○	合議
18	時間外勤務命令及び出張命令に関する事	○	合議
19	職員の初任給に関する事	○	
20	職員の昇給・昇格基準に関する事	○	
21	職員の昇給者・昇格者決定に関する事	○	
22	休職、復職、退職、育児・介護休業に関する事	○	
23	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	○	
24	職員の人事記録及び身分証明書に関する事	○	合議

25	職員の諸手当に関する事	○	
26	職員の健康診断の実施に関する事		○
27	被服貸与等に関する事		○
28	利用者の日常の処遇に関する事		○
29	利用者の預かり金等の日常の管理に関する事		○
30	薬品・給食材料の処分に関する事		○
31	自動車の運行管理に関する事		○
32	官公庁に対する軽易な許可申請、届出及び減免申請、報告、照会、通知等に関する事	(定款は除く) ○	
33	職員の日常業務の労務管理・福利厚生に関する事	(管理職) ○	(一般職) ○
34	職員の研修に関する事	○	合議
35	諸証明に関する事	○	合議
36	金融機関を指定すること、資産管理の変更に関する事	○	
37	介護報酬・自立支援給付費・運営費・措置費等収入に関する事	○	合議
38	過誤調整事務処理に関する事	○	合議
39	繰越金及び繰入金の収入に関する事	○	
40	その他の収入に関する事	○	○
41	基本財産以外の固定資産の取得及び売却又は処分に関する事（法人に重大な影響のあるものを除く）	5万円以上 300万円未満 ○	
42	建築工事等の請負契約又は委託契約に関する事	5万円以上 300万円未満 ○	
43	報酬・給与・旅費・賃金等定期支出に関する事	○	
44	日常的に消費する給食材料費、物品、消耗品等の日々の購入	○	合議
45	施設設備の保守管理、物品の修理、売却又は破棄（法人に重大な影響のあるものを除く）	○	合議
46	緊急を要する物品の購入（災害・故障・保守管理関係に限定）	1万円以上 300万円未満 ○	1万円未満 ○
47	分担金、負担金に関する事	○	
48	その他上記以外の支出等		○